



2025年1月15日

各 位

会 社 名 勤 次 郎 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 加 村 光 造
執 行 役 員 社 長 C O O
(コード：4013 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 兼 管 理 本 部 長 前 畑 岳 史
(TEL. 052-485-9300)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年9月10日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2025年3月19日開催予定の第44回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化、ならびに経営に関する意思・決定・業務執行の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

(2) 上記の各変更に伴う条数の修正およびその他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2025年3月19日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2025年3月19日(予定) |

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更後定款 |
|---|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 (現行通り) 3 (現行通り)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2 (現行通り) 3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する金額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削 除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する金額とする。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行通り)</p> |



| | |
|--------------|---|
| <p>(新 設)</p> | <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第 44 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
|--------------|---|